町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

町田市公衆浴場法施行条例(平成24年3月町田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

- 第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、 普通公衆浴場の営業者が講じなければならな い措置の基準は、次に掲げるとおりとする。
- $(1) \sim (8)$ の 2 略
- (9) <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随 時点検し、規則で定めるところにより、 定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等</u> の汚れを除去すること。

イ略

- (10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる ときは、次に掲げる措置を講ずること。 ア〜ウ 略
 - エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保っこと。ただし、これにより難い場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
- (10) の 2 調節槽を使用するときは、調節槽 内部の汚れ等の状況について随時点検し、 規則で定めるところにより、定期的に清掃 及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去す ること。
- (11) <u>第8号の2から前号まで</u>の規定による清 掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3

改正前

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

- 第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、 普通公衆浴場の営業者が講じなければならな い措置の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ~ (8) の2 略
- (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第 2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯 槽(以下単に「貯湯槽」という。) を使用 するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随 時点検し、規則で定めるところにより、 定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ略

- (10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア~ウ 略
 - エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒及びその他の方法による消毒を併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(11) <u>前3号</u>の規定による清掃、消毒、検査等 の実施状況を記録し、3年間保存すること。 年間保存すること。

- (12) 略
- (13) <u>タオル</u>、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの<u>(かみそりを除く。)</u>を貸与するときは、この限りでない。
- (14) <u>7歳</u>以上の男子及び女子を混浴させない こと。
- (15) ~ (33) 略
- (34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次に掲げる構造設備の基準によること。

ア~カ 略

- キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その 他の微小な水粒を発生させる設備を設け る場合には、点検、清掃及び排水を行え る構造であること。
- (35) ~ (40) 略
- 2 法第3条第2項の措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあっては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあっては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号までに掲げる基準のほか、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項第1号に掲げる営業を行う公 衆浴場

ア〜ソ 略

タ 午前零時から<u>午前6時</u>までの時間において営業を行わないこと。

(2) 略

3 略

(12) 略

- (13) <u>手ぬぐい</u>、くし、かみそり等を入浴者に 貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごと に消毒した清潔なものを貸与するときは、 この限りでない。
- (14) <u>10歳</u>以上の男子及び女子を混浴させないこと。
- (15) ~ (33) 略
- (34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる 場合には、次に掲げる構造設備の基準によること。

ア~カ 略

(35) ~ (40) 略

- 2 法第3条第2項の措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあっては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあっては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号までに掲げる基準のほか、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項第1号に掲げる営業を行う公 衆浴場

ア〜ソ 略

タ 午前零時から<u>日出時</u>までの時間において営業を行わないこと。

(2) 略

3 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1)第3条第1項第13号の改正規定(「手ぬぐい」を「タオル」に改める部分に限 る。) 公布の日
- (2) 第3条第1項第34号に次のように加える改正規定及び次項の規定 令和3年 10月1日
- (3)前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年1月1日(経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の第3条第1項第34号キ(同条第2項において適用する場合を含む。)の規定は、令和3年10月1日以後に設置する微小な水粒を発生させる設備(同日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項に規定する許可の申請をした者が同日以後に設置する微小な水粒を発生させる設備で、当該申請に係る公衆浴場の営業の開始の際現に設置されているものを除く。)について適用し、同日前に設置した微小な水粒を発生させる設備及び当該公衆浴場の営業の開始の際現に設置されている微小な水粒を発生させる設備については、なお従前の例による。